

## 令和8年度第1回館山警察署協議会

- 1 開催日  
令和8年6月5日（金曜日）
- 2 開催場所  
館山警察署
- 3 出席者  
・協議会委員 10人          ・警察署 11人
- 4 業務報告  
「頼れる、誇れる、思いやりのある千葉県警察」の確立に向けた取組みについて
- 5 警察署からの諮問事項  
なし

### 6 委員からの要望・意見等

#### 【質問】

組織を支える人材確保という説明の中で、学校行事への積極的な参加とありましたが、具体的にどういったものがあるのか教えてください。

#### 【回答】

具体例を挙げますと、安房西高校が主催した職業体験イベントに「警察ブース」として参加、来場した子供達や生徒に対し警察車両の体験乗車などを通じて警察の魅力発信をしています。

#### 【質問】

卒業配置者への対応として、署員一同で出迎え、署長がその家族と面談などをするといった取組は親の立場から考えてもとても安心できるいいものだと思いますが、館山市という千葉県最南端の土地柄、職員の住まいの確保が必要だと感じました。

館山警察署では何か支援等しているのであれば教えてください。

#### 【回答】

館山警察署への卒業配置が決定した時点で警務課担当者が直接本人とやりとりし、アパートなどに居住を希望した場合には、管内の不動産事業者などとの仲介を実施、配置後スムーズに住居を確保できるように支援しています。

#### 【質問】

4月改正の道路交通法について、メディアなどで取り上げられた情報はありますが、

自転車ルール of 自転車側（違反青切符）と車側（追い抜き方法）の詳しくわかりやすい説明をお願いします。

南房総は自転車の利用者は少ないが、道路幅が狭いため追い抜きには注意しなければいけないと話題になっています。

#### 【回答】

はじめに自転車側のルールについて説明します。

自転車ルールの改正については、違反種別が変更になったのではなく、違反措置方法がいわゆる赤切符（交通切符）から青切符（反則切符）に変更になったものです。

自転車の交通違反については指導警告を原則とし、悪質重大な違反については即時検挙として措置しております。

悪質重大な違反とは、例えば、自転車の交通違反が交通事故の原因となった場合や自転車の交通違反が2つ併合している場合などをいいます。

また、警察官の指導警告に従わず自転車が交通違反をした場合にも検挙措置を講じております。

自転車の交通違反については、運転免許証の有無にかかわらず違反点数というものはありませんが、反則金は違反種別により規定されています。

また、一定期間内に自転車の交通違反を繰り返した場合には、講習を受けなければいけないなどの規定があります。

次に車側のルールについて説明します。

黄色実線のある道路では、自転車の右側を通過する際、中央線（黄色実線）をはみ出してはいけません。速度の遅い自転車が車道を走行していて追いついた場合、中央線が黄色実線の道路では、自転車と安全な距離間隔を保つ（概ね1m）か、あるいは安全な距離間隔が保てない場合は低速度（概ね20～30km/h）で追い抜かなければいけません。

ちなみに、館山警察署管内の中央線が黄色実線の道路で、自転車と1mの間隔を空けて追い抜ける程に幅員の広い道路はありません。

中央線が白色の場合（実線・破線）は、自転車の側方に一定の距離を保ち、低速度での追い越しをすることができます。この際には対向車などに気をつけて中央線をはみ出すことも許容されます。

また、自転車は、※「自転車歩行者通行可の標識」があれば歩道を走行することができますが、館山警察署管内でもこの標識は幹線道路を中心として設置されており、いわゆる生活道路には設置されていません。子供や高齢者が自転車で走行する場合には、歩道を走行することが認められていますが、自転車利用の多い高校生は原則として車道走行になってしまいます。

しかし交通関係法律は交通事故防止や安全で円滑な交通環境のために設けられたものです。車道を走行している自転車が追いついた車に気がつき、その危険を回避するために歩道を走行することを即時違反として取り締まるものではありません。

※正式標識名「普通自転車等及び歩行者等専用」

**【質問】**

「自転車歩行者通行可の標識」という説明がありましたが、具体的年齢の制限等がありますか。

**【回答】**

この標識がある歩道を自転車が走行する場合は、年齢制限はありません。

この標識がない歩道については、13歳未満と70歳以上の方が自転車で走行する場合には、歩道を走行することができます。

**【質問】**

中央線が黄色実線の道路で自転車が低速度で走行している場合、追いついた車はどんなに低速度でもついて行くしかないのですか。自転車には道を譲るなどの義務はないのですか。

**【回答】**

原則として、自転車はできる限り道路の左側端に沿って通行しなければなりません。

車であれば追いつかれたときの義務がありますが、自転車に義務はありませんので、車は自転車との距離間隔を1m以上空けるか、20～30km/hで追い抜くしかありません。

**【質問】**

子供や学生は交通安全教室などで交通ルールを学ぶ機会があるが、高齢者に対する同様の対策が必要だと感じます。館山警察署では何か実施していますか。

**【回答】**

高齢者施設への出前講座や高齢者が利用施設での資料（チラシ等）配布などを通じて交通ルールなどを広報しています。今後も様々な機会を通じた広報に努めます。

**【要望】**

館山警察署が交通安全に関して様々な取組をしていることはわかりましたが、通学路などは通学時間帯を中心としたパトロールなどをしていただきたいと思います。

狭い、いわゆる生活道路でも子供達は横に広がって歩いたり、そこに自転車も加わってしまうと車を運転している者としても危険を感じます。

**【回答】**

通勤通学時間帯を中心としたパトロールなどは実施していますが、今後はより一層パトロールを強化して参りたいと思います。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

会議後、剣道特別訓練選手による訓練展示を実施した。

## 館山警察署協議会の開催状況

### 【開催状況】



### 【剣道訓練視察状況】

